（関東地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　小林　孝幸
近畿地方更生保護委員会委員に配置換する　藤崎　恭子
（静岡保護観察所長）法務事務官　石井　法子
（和歌山保護観察所長）同　豊島　浩文
（高松保護観察所長）同　谷本　誠司
地方更生保護委員会委員（中国地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）
（近畿地方更生保護委員会委員）　古山　正成
地方更生保護委員会委員
四国地方更生保護委員会委員長に昇任させる
（神戸保護観察所長）法務事務官　小椋　順一
（奈良保護観察所長）同　細木　直久
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）
（名古屋保護観察所次長）同　小竹小百合
中部地方更生保護委員会事務局長に転任させる
（水戸保護観察所長）同　小出　有二
九州地方更生保護委員会事務局長に転任させる
（仙台保護観察所長）同　渡邉　一仁
札幌保護観察所長に配置換する
（大阪保護観察所企画調整課長）同　泉　佳孝
函館保護観察所長に昇任させる
（函館保護観察所長）同　佐藤　康博
旭川保護観察所長に配置換する
（秋田保護観察所長）同　正木　勉
青森保護観察所長に配置換する
（法務省大臣官房秘書課広報室長）同　田代　晶子
仙台保護観察所長に転任させる
（さいたま保護観察所次長）同　富田　潤一
秋田保護観察所長に昇任させる
（法務省保護局総務課精神保健観察企画官）同　宮澤　由紀
水戸保護観察所長に転任させる
（法務省保護局更生保護振興課企画調整官）同　中島　祐司
宇都宮保護観察所長に昇任させる
（仙台保護観察所次長）同　綿引久一郎
新潟保護観察所長に昇任させる
（中部地方更生保護委員会事務局長）同　宇井総一郎
静岡保護観察所長に転任させる
（千葉保護観察所次長）同　柳沢真希子
福井保護観察所長に昇任させる
（鹿児島保護観察所長）同　佐藤　好行
津保護観察所長に配置換する
（近畿地方更生保護委員会事務局次長）同　西﨑　勝則
大津保護観察所長に転任させる
（九州地方更生保護委員会事務局長）同　手塚　徹
神戸保護観察所長に転任させる
（福井保護観察所長）同　岡野みづほ
奈良保護観察所長に配置換する
（大阪保護観察所次長）同　別木　寛
和歌山保護観察所長に配置換する
（名古屋保護観察所企画調整課長）同　神谷　昌利
鳥取保護観察所長に昇任させる
（大津保護観察所長）同　宮山　芳久
高松保護観察所長に配置換する
（中国地方更生保護委員会事務局総務課長）同　料治謙一郎
高知保護観察所長に昇任させる
（福岡保護観察所北九州支部長）同　山口　範之
佐賀保護観察所長に昇任させる
（高知保護観察所長）同　藤本　健一
鹿児島保護観察所長に配置換する
（九州地方更生保護委員会委員）　木下　悟
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年四月一日限り退職（以上四月一日）　杉原　武
地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する　瀬口　和幸
地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する　岸　弥
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年四月二日限り退職　辻　惠介
中央更生保護審査会委員に任命する（以上四月二日）　加畑　久子　小林　宏治
地方更生保護委員会委員（近畿地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（四月三日）　秋間　俊一
（東京地方検察庁検事）検事　川井　啓史
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
（宇都宮地方検察庁栃木支部長兼宇都宮地方検察庁足利支部長）同　矢野　諭
東京地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる
宇都宮地方検察庁足利支部長を免ずる
（静岡地方検察庁浜松支部検事）同　武田　純一
東京地方検察庁検事に配置換する
（新潟地方検察庁検事兼新潟地方検察庁新発田支部長）同　橋本　映司
東京地方検察庁検事に配置換する
新潟地方検察庁新発田支部勤務を免ずる
新潟地方検察庁新発田支部長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　秋間　俊一
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（同）同　松尾　円
横浜地方検察庁検事に配置換する
（同）同　鈴木香代子
（同）同　近嵐　晃司
さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）
（横浜地方検察庁検事）同　土屋　大気
宇都宮地方検察庁検事に配置換する
宇都宮地方検察庁栃木支部勤務を命ずる
宇都宮地方検察庁栃木支部長を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる
かねて宇都宮地方検察庁足利支部長を命ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）同　大川　宗賢
静岡地方検察庁検事に配置換する
静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる
（新潟地方検察庁検事）同　歸山　俊祐
かねて新潟地方検察庁新発田支部勤務を命ずる
かねて新潟地方検察庁新発田支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　石川雄一郎
大阪地方検察庁検事に配置換する（以上四月十四日）

# 官庁報告

## 国家試験

**令和７年普及指導員資格試験の実施**

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、令和７年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公表する。

令和７年５月２日

農林水産大臣　江藤　拓

１　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1)　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2)　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア（必須項目）

農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

農業概論（食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する政策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識）